

お知らせ

記者発表資料

令和5年3月27日

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ、広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

指名停止措置について

中国地方整備局は、取締役が公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕、起訴された下記業者について指名停止の措置を行いました。

1. 指名停止措置業者名及び住所

株式会社今井土木 広島県尾道市美ノ郷町本郷1062

2. 指名停止措置期間

令和5年3月27日 ～ 令和5年5月26日 (2ヶ月)

3. 指名停止措置の範囲

中国地方整備局管内

4. 事実の概要

当該業者の取締役は、広島県発注の道路維持修繕業務の指名競争入札に関し、同県の職員が漏洩した情報をもとに落札し、入札の公正を害したとして、令和5年1月25日、公契約関係競売入札妨害の疑いで広島県警に逮捕され、令和5年2月15日公契約関係競売入札妨害罪で起訴された。

5. 指名停止措置理由

上記事実は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第8号イ（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当するため、指名停止措置を講ずるものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2第8号>

措置要件	期間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員	2ヶ月以上12ヶ月以内
ロ 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員	1ヶ月以上12ヶ月以内

<問い合わせ先>

中国地方整備局

082-221-9231（代表番号）：平日・昼間

総務部 契約課長

はらだ あきのり
原田 明典（内線2511）

◎総務部 専門調査官

ながさき なおき
長崎 直生（内線2514）